
令和4年度福岡県福祉サービス第三者評価事業

評価調査者養成研修 開催要綱

1 目的

本研修は、福岡県福祉サービス第三者評価事業の評価調査者が業務を行うために必要な第三者評価事業の基本的な知識、評価基準に対する理解、評価の際の着眼点や留意事項などを習得することを目的として開催します。

2 主催

福岡県福祉サービス第三者評価推進機構（以下、「県推進機構」という。）
（社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会）

3 開催日時

（1）動画配信期間

9月16日（金）～10月6日（木）

（2）オンライン研修

ア 1日目 10月7日（金） 10時から16時45分

イ 2日目 10月14日（金） 10時から16時15分

※**別紙**「令和4年度福岡県福祉サービス第三者評価事業 評価調査者養成研修カリキュラム」のとおり

4 受講対象者

福岡県福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「認証要綱」という。）**別表1**に規定する評価調査者としての要件を満たしている以下の者。

（1）県推進機構が認証した福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）に所属する者。

（2）福岡県の評価機関として認証を受けようとする法人（以下「申請法人」という。）が県推進機構に提出した第三者評価機関認証申請書（以下「申請書」という。）に添付された「評価調査者（予定者）名簿」に記載されている者。

5 定員

12名

6 受講料

無料

7 研修実施方法

動画配信及びWeb会議システム「Zoom」を使用したオンライン研修です。下記環境が必要となりますので御準備ください。

- (1) インターネット環境（通信料が発生します）
- (2) Eメールアドレス
※研修資料やZoom接続に必要なID等を送信します。
- (3) カメラ・マイクが使用可能な一人一台のパソコン等の端末
※講師はパワーポイントを使用して研修を進めるため、画面サイズが小さい端末（スマートフォン等）での研修受講は控えてください。
- (4) 受講者が安心して参加できる環境
※周囲に他の職員等がいる場所での受講は避けていただき、会議室等の個室で受講してください。
- (5) 講義中は、常時カメラをオンにし、離席は控えてください。なお、業務や電話応対等を理由とした一時離席も認められません。その場合、修了証書を交付できませんので御了承ください。
- (6) Zoomのブレイクアウトルーム機能を活用し、演習を行います。また、チャット等を使用し、文字入力をお願いする場合があります。
- (7) 研修当日のZoom接続に必要なID等は、受講申込書に記載のメールアドレスあてに研修3日前までにお送りします。
- (8) 研修資料は、受講申込書に記載の住所あてに研修3日前までに郵送します。また、一部メールでお送りすることがありますので、その際は御自身でプリントアウトの上、御参加ください。
- (9) 研修当日はZoom操作説明等を行いませんので、事前に御確認ください。
※参考 Zoomヘルプセンター <http://support.zoom.us/hc/jp>
- (10) 研修途中でWeb環境が不安定となった場合、映像や音声途切れてしまう可能性があります。以下のURLから接続テストを行い、接続環境を確認できます。
※参考 Zoomテスト <http://zoom.us/test>

8 接続テスト

Zoomの接続テストを9月22日（木）10時から30分程度行いますので、希望者は御参加ください。詳細については、受講決定通知時にお知らせします。

9 申込方法

- (1) 各評価機関及び申請法人で取りまとめの上、「受講申込書」に証明書等の必要書類を添付し、8月26日（金）必着で下記事務局あてメールでお申込みください。
※申請法人は、本研修受講申込みより前に評価機関の認証に係る申請書を提出してください。

(2) 認証要綱別表1を確認のうえ、「a 組織運営系受講者用」または「b 福祉系受講者用」受講申込書を提出してください。

なお、a 組織運営系及びb 福祉系の両方に該当する場合は、それぞれに記載してください。証明書等はそれぞれ当該分の添付が必要です。

10 受講者の決定

(1) 定員を超える申込みがあった場合は、受講申込書に記載の推薦順位等により調整し、受講をお断りすることもありますので予め御了承ください。

(2) 受講の可否については、申込締切後、各評価機関・申請法人あて通知します。

11 修了者について

(1) 本研修修了者については、県推進機構事務局である福岡県社会福祉協議会長名で修了証書を交付します。

(2) 研修修了者名は、研修修了者名簿で県推進機構が管理します。

(3) 研修修了者は、評価調査者登録申請書を提出することにより評価調査者登録名簿に登録されます。

12 評価調査者の登録について

(1) 評価調査者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録された者を、福岡県福祉サービス第三者評価事業の評価調査者とし、県推進機構が管理します。

(2) 登録名簿の登録者には「評価調査者登録証明書」（携帯用）を交付します。

13 個人情報の取扱いについて

受講申込書等に記載された個人情報は、本研修事業及び福岡県福祉サービス第三者評価事業運営管理の目的のみに利用します。

14 受講申込み・問い合わせ先

福岡県福祉サービス第三者評価推進機構 事務局

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会

地域福祉部 権利擁護センター 担当 笠野

〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-7 クローバープラザ西棟6階

TEL : 092-584-3610 / FAX : 092-584-3790

Email : k-yougo@fuku-shakyo.jp

令和4年度福岡県福祉サービス第三者評価事業 評価調査者養成研修
カリキュラム

日程	分	研修課目	目的	内容	講師	
【動画配信期間】 9月16日(金) ～10月6日(木) 講義	40	第三者評価の 理念と基本的 な考え方	第三者評価事業の理念や基本 的な考え方を理解する。	・第三者評価事業について、その必要 性や行政による指導監査との違い等 ・福祉制度の動向等 ・関連分野における評価制度の動向等	福岡県社会福祉士会 林田 久美 氏	
	40	第三者評価の 全体像	第三者評価事業の動向や「評 価調査者養成研修」の位置付 け等を理解する。	・第三者評価事業の目的や枠組み ・本研修の位置付け等		
	60	評価調査者の 役割と倫理	評価調査者として守るべき倫 理や、訪問調査時の留意点を 理解する。	・第三者評価事業における評価調査者 の役割 ・評価調査者として守るべき倫理 ・調査時に求められる姿勢等		
	100	利用者調査の 方法等につい て	第三者評価における利用者調 査の位置付けを正しく理解す るとともに、その方法を学 ぶ。	・第三者評価における利用者調査の位 置付けや意義、その結果の取扱い等 ・実際の利用者調査の方法等		
	100	第三者評価基 準の理解と判 断のポイント	第三者評価基準の考え方を理 解するとともに実際の第三者 評価の方法を習得する。	・福祉サービス第三者評価基準の各 項目の考え方や基準策定の意図等 ・実際の第三者評価における判断のポ イント		
【1日目】 10月7日(金) 演習	10:00 ～12:00	120	書面（事前） 審査の着眼点	書面（事前）審査の目的や具 体的な方法を理解・習得す る。	福岡県社会福祉士会 林田 久美 氏 溝田 教子 氏	
	休憩 12:00～12:45（45分）					
	12:45 ～16:45	240	訪問調査の着 眼点	訪問調査における各第三者評 価基準の評価判定方法、その 着眼点を理解する。		訪問調査における第三者評価基準の評 価判定方法、着眼点について課題演 習、事例検討を行う。
【2日目】 10月14日(金) 実習	10:00 ～12:00	120	実習Ⅰ	模擬形式（ロールプレイ）で 施設の調査を行うことによっ て具体的な第三者評価の方 法・技術を習得する。	福岡県社会福祉士会 林田 久美 氏 溝田 教子 氏 菊澤眞一郎 氏	
	休憩 12:00～12:45（45分）					
	12:45 ～14:45	120	実習Ⅱ	実習Ⅰの内容を受けて、第三 者評価結果のとりまとめにつ いて具体的な手法を習得す る。	調査の結果に基づいて評価調査者間 で合議を行い、最終的な第三者評価結 果をとりまとめるとともに、報告書の作 成について実習により実際の技術を学 ぶ。	
	14:45 ～16:15	90	まとめ	実習の成果に基づいて評価調 査者として求められる技術や 態度等についてあらためて理 解を深める。	とりまとめた実習の成果を発表し、講 師からの講評を行う。とりまとめ等 に対する問題点や課題、書面調査・訪問 調査を実施する上での留意事項をあら ためて整理する。	

福岡県福祉サービス第三者評価機関認証要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、福岡県福祉サービス第三者評価推進機構（以下「福岡県推進機構」という。）において行う福祉サービス第三者評価事業を推進するため、福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）に関する認証の要件（以下「認証要件」という。）等を定めることにより、福祉サービス第三者評価事業の信頼性、透明性を確保することを目的とする。

(認証要件)

第2条 評価機関の認証要件は、次の各号すべてを満たすものとする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 福祉サービスを提供していないこと。
- (3) 福祉サービスを提供または経営する者が当該評価機関を構成するもののうち半数を超えている場合には、当該評価機関は評価結果の決定を行う第三者からなる委員会（以下「評価決定委員会」という。）を設置すること。
- (4) 前項に規定する評価決定委員会の委員は、次に掲げる者であって、それぞれ2人以上の概ね同数によって構成されることとし、評価決定委員会を設置する評価機関の代表者、理事、役員、その他評価調査者を除く雇用関係にある者が含まれないこと。
 - ア 福祉、医療、法律、経営及び評価等学識経験者
 - イ 社会福祉事業の経営者又は従事者
 - ウ 福祉サービス利用者又は市民
- (5) 評価調査者に関し、次の要件を満たしていること。
 - ア 次の a 又は b に該当する評価調査者（別表1参照）をそれぞれ1名以上配置すること。
 - a 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
 - b 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
 - イ 評価調査者は、福岡県推進機構、又は全国推進組織ならびに他都道府県推進組織が実施する評価調査者養成研修を受講し修了していること。
 - ウ 評価調査者に対して、1年に1回以上の研修機会を確保すること。
 - エ 一件の第三者評価に2人以上の評価者（(5)のアの a 及び b の双方を含む。）が一貫してあたること。

(6) 事業内容に関する透明性を確保するために以下の規程等を整備し、公開していること。

- ア 所属する評価調査者一覧（評価調査者養成研修の修了者に関すること、（5）のアの a 及び b に関する資格又は主な経歴。なお、氏名については非公開も可）
- イ 事業内容等に関する規程（第三者評価を実施するサービス種別を含む。）
- ウ 第三者評価の手法に関する規程
- エ 個人情報保護に関する取り扱い及び守秘義務に関する規程
- オ 倫理規程
- カ 評価料金表
- キ 評価事業の実績
- ク 評価決定委員会を設置する場合は、次に掲げる事項
 - a 評価決定委員会の設置に関する規程
 - b 評価決定委員会の委員名簿

(7) 第三者評価を受けた事業者・利用者・職員等からの苦情解決体制が整備されていること。

（評価基準・評価の手法・結果の取扱い）

第3条 評価機関の評価基準、評価の手法及び評価結果の取扱い等については、福岡県福祉サービス第三者評価機関の評価業務実施要綱に定めるものを満たすものであること。

（認証の申請）

第4条 認証の申請は、福祉サービス第三者評価機関認証申請書（様式1）に必要な書類を添付して行わなければならない。

（認 証）

第5条 福岡県推進機構は、前条の申請があった場合、認証委員会において審査を行い、（第2条の要件を満たしている場合には、）これを認証する。

（認証の有効期間）

第6条 認証の有効期間は、認証を受けた日から3年間とする。

（変更の届出）

第7条 評価機関は、第4条で規定する申請書に記載する事項及び申請書に添付した書類の内容に変更が生じた場合は、変更の事由が発生した日から30日以内に、申請内容変更届（様式2）に必要な書類を添付のうえ、変更内容を届け出なければならない。

(認証の辞退)

第8条 評価機関は、認証辞退届(様式3)により認証を辞退することができる。

(認証の取消)

第9条 次の各号のいずれかに該当した場合には、福岡県福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書(様式4)により第三者評価機関の認証を取り消すことができる。

- (1) 第三者評価機関認証要件のいずれか一つが欠けた場合
- (2) 3年間、事業実績がない場合
- (3) 第10条に定める定期的な事業報告又は福岡県推進機構への協力を行わない場合
- (4) 不正な行為が行われた場合

(事業報告)

第10条 評価機関は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に福岡県推進機構に対し、評価事業の実績を報告するとともに、福岡県推進機構が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

(適用除外)

第11条 次の各号に掲げる社会福祉施設に対する第三者評価の認証及び実施機関については、社会福祉法人全国社会福祉協議会が定める「社会的養護関係施設第三者評価機関認証要綱」に拠るものとする。

- (1) 児童養護施設
- (2) 乳児院
- (3) 児童心理治療施設
- (4) 児童自立支援施設
- (5) 母子生活支援施設

(その他)

第12条 この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年9月14日から施行する。

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

この要綱は、平成29年10月5日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

a 組織運営系	(1) 組織運営管理業務 3年以上経験している者	常勤職員が20人以上の法人組織において、法人の運営方針決定に関与する役員として3年以上従事している者 ※1
	(2) 組織運営管理業務 を3年以上経験している者と同等の能力を有していると認められる者	法人組織もしくは行政組織内の20人以上で構成される部署を統括する監督又は管理の地位にあり、部署の運営方針の決定に関与する業務に3年以上従事している者 ※1
b 福祉系	(1) 福祉、医療、保健分野の有資格者で、当該業務を3年以上経験している者	ア 医師、保健師、看護師・准看護師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士の資格を持ち、当該業務を3年以上経験している者 ※2
		イ 上記以外の資格で、福岡県推進機構がこれと同等と認める資格を持ち、資格取得後当該業務を3年以上経験している者 ※2
	(2) 福祉、医療、保健分野の学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者	大学・短大・専門学校において週1回以上講義を担当し、かつ福祉・医療・保健分野の教育と研究に専念(3年以上)している者
	(3) 上記(1)、(2)の業務に従事していないが、これと同等の能力を有していると認められる者	ア 福祉、医療、保健分野の行政や社会福祉協議会等の常勤職員等(3年以上)で、福祉サービスが実際に提供されている現場を熟知している者 ※3
イ 福祉、医療、保健分野の当事者活動(3年以上)を経験している者 ※3		

※1 20人以上の組織を統括している(又はしていた)ことが証明できる書類を確認する。具体的には、事務分掌表、組織図、役員であれば法人登記簿等。申請者の申告のみでは認めない。

※2 資格取得後に3年以上経験を有することが必要である。このことを証明できる書類を確認する。具体的には、資格証、勤務証明書等。

※3 経歴書等を基に確認する。